報告第１７号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２５日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

別紙

（建設部関係）

１	専決年月日	令和８年６月１７日
	相　手　方	豊川市在住の４０代男性
	損害賠償の額	１７，３２５円
	概　　要	令和８年３月３１日午後７時頃、豊川市豊津町上川原９番２地先の市道において、相手方の運転する自動車が道路上のアスファルトの破片に接触し、当該自動車の一部が破損した。

（消防本部関係）

１	専決年月日	令和８年５月２９日
	相　手　方	豊川市在住の７０代男性
	損害賠償の額	８，２５０円
	概　　要	令和７年１２月２６日午前１０時２１分頃、豊川市一宮町豊１０番地先の市道において、職員の運転する自動車が相手方の運転する自動車と接触し、当該自動車の一部が破損した。

（教育委員会関係）

１	専決年月日	令和８年６月８日
	相　手　方	豊川市在住の３０代女性
	損害賠償の額	２６８，７７４円
	概　　要	令和８年５月８日午後３時頃、豊川市立萩小学校の駐車場において、職員の使用する草刈り機が小石を跳ね、相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。